家はなくなったけど、支援金や義援金は
とりあえず住宅ローンの支払いに…

ちょっと待って！

被災ローン減免制度があります！

新しい生活を立て直すとき、震災前からのローンの支払いは重い負担です。

義援金や支援金を使ってしまうと、新しいローンの頭金づくりに苦労してしまったり、仮設住宅を出たあとの家賃が支払えなくなってしまうかもしれません。

被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）は、新しい生活を踏み出すために生まれたしくみです。**震災前のローンを減らすことができます。**

既にローンの返済を停止してもらっていたり、返済の方法を変更した人でも利用できる場合があります。

「とりあえず返済」ではなく、まずは弁護士会にご相談ください。

JFBA 日本弁護士連合会

被災ローン減免制度Q&A

Q 制度を使うのにお金はかかりますか？

A この制度を利用するのにお金はかかりません。

Q この制度を使うと保証人に迷惑をかけるのでは？

A いいえ。この制度を使う場合、原則として保証人にローンを請求しないことになっています。

Q この制度を使うと新しいローンを組めないのでは？

A 破産したときと違って、この制度ではいわゆるブラックリスト（信用情報）に登録されることはありません。ですので、この制度によって新しいローンが組めなくなるということはありません。

Q この制度はどういう制度ですか？

A 義援金・支援金・弔慰金に加えてこれとは別に預貯金を５００万円まで手元に残し（原則）、ローンと抵当権を整理する制度です。
原則として、５００万円を超える部分と、土地の買上げ代金をローンの返済にあて、残ったローンを免除してもらうことが可能になりました。
ただし、利用できる方とそうでない方がいらっしゃいますので、
まずは、弁護士会にお気軽にご相談ください。

こんな例も…

地震保険金の５００万円や支援金・義援金の２００万円を手元に残し、それ以外の財産をローンの返済にあてることで、残りのローンは免除され、支払わなくてよいこととなりました。

ご相談は…

お住まいの地域の弁護士会にご相談ください。

日弁連ホームページから「震災に関する各弁護士会の相談窓口一覧」がご覧いただけます。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/consulting.html

個人版私的整理ガイドライン運営委員会
コールセンター
0120-380-883

地域で各種相談を実施しています

日弁連　検索

制度の詳しい説明や、利用するかどうかについて、弁護士から無料で個別に相談を受けることができます（震災相談）。
まずは、お気軽に弁護士会までお問い合わせください。